三　室について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　天井がないこと。

ロ　壁及び柱（いずれも床面からの高さが一・二メートル以下の部分を除く。）を難燃材料で仕上げること。

ハ　地上への出口（二階以上の階にある室にあっては、避難階又は地上に通ずる直通階段。ニにおいて同じ。）が二以上設けられていること。

ニ　地上への出口を、次の表の上欄に掲げる室（イからハまでに掲げる基準に適合するものに限る。以下このニにおいて「特定室」という。）の床面から小屋組の下端までの高さの区分に応じそれぞれ特定室の各部分からその一に至る歩行距離が同表の下欄に掲げる数値以下となるように設けること。ただし、特定避難室（特定室を通らなければ避難することができない室をいう。以下このニ及びホにおいて同じ。）がある場合（次の(1)又は(2)に掲げる場合を除く。）にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる数値に十五を減じた数値を同表の下欄に掲げる数値としなければならない。

床面から小屋組の下端までの高さ（単位　メートル）	歩行距離（単位　メートル）
二・五以上二・七未満	三十五
二・七以上三・〇未満	四十
三・〇以上	四十五

(1)　特定室及び特定避難室に自動火災報知設備（令和元年国土交通省告示第百九十八号第一第一号に定めた構造方法を用いるものに限る。）が令和元年国土交通省告示第百九十八号第二第一号の基準に適合するように設けられている場合

(2)　特定避難室が平家建ての建築物の室であって、換気上有効な窓その他の開口部の面積がその床面積の二十分の一以上である場合

ホ　特定避難室を通らなければ避難することができない室がないこと。

四　室又は通路について、小屋裏の直下の天井を強化天井とすること。

五　室又は通路について、桁行間隔十二メートル以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けること。

六　室又は通路について、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　第四号又は前号に掲げる基準に適合する部分以外の部分を設ける場合においては、当該部分以外の全ての部分を第一号又は第二号に掲げる基準のうちいずれか一の基準に適合するものとすること。

ロ　第四号に掲げる基準に適合する部分がある場合においては、当該部分の小屋裏が準耐火構造の隔壁で区画されていること。

ハ　前号に掲げる基準に適合する部分がある場合においては、当該部分の小屋裏が準耐火構造の隔壁で区画されていること。

2　前項第二号の「煙層下端高」とは、床面から一・二メートルの高さをいう。ただし、次の式によって計算した数値が一・二以上となる場合にあっては、当該計算した数値とすることができる。

$$Z_{room} = min\left\{H_{op},\ max\left(Z_{room(n)},\ Z_{room(a)}\right)\right\}$$

この式において、Z_{room}、H_{op}、$Z_{room(n)}$及び$Z_{room(a)}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Z_{room}　煙層下端高（単位　メートル）

H_{op}　床面から排煙口（天井又は天井から下方八十センチメートル以内の距離若しくは床面から一・八メートル以上の部分にあるものに限る。以下この項において同じ。）の中心までの垂直距離（排煙口が二以上ある場合においては、これらの垂直距離のうち最小のものとする。以下この項において同じ。）（単位　メートル）

$Z_{room(n)}$　次の式によって計算した数値

$$Z_{room(n)} = \left(\frac{3.24\sum\left(A_{s,\,room}\sqrt{H_{op}}\right)}{\left(37.5A_{room}\right)^{1/3}}\right)^{3/5}$$

この式において、$A_{s,\,room}$、H_{op}及びA_{room}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_{room}　室の床面積（単位　平方メートル）

H_{op}　床面から排煙口の中心までの垂直距離（単位　メートル）

$A_{s,\,room}$　排煙口の面積（単位　平方メートル）

$Z_{room(a)}$　次の式によって計算した数値

$$Z_{room(a)} = \left(\frac{13\sum A_{s,\,room}\sqrt{H_{op}-1.8}}{\left(37.5A_{room}\right)^{1/3}\sqrt{1+\left(\frac{\sum A_{s,\,room}}{\sum A_{a,\,room}}\right)^2}}\right)^{3/5}$$

この式において、$A_{s,\,room}$、H_{op}、A_{room}及び$A_{a,\,room}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$A_{s,\,room}$　排煙口の面積（単位　平方メートル）

H_{op}　床面から排煙口の中心までの垂直距離（単位　メートル）

A_{room}　室の床面積（単位　平方メートル）

$A_{a,\,room}$　室の給気口（床面から一・二メートル以下の部分にあるもので、排煙口の開放に連動して開放するもの又は常時開放されているものに限る。）の面積（単位　平方メートル）

3　第一項第二号イ及び前項の「排煙口」とは、次に掲げる基準に適合する開口部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられたものを除く。）をいう。

一　令第百二十六条の三第一項第一号、第二号、第四号、第五号及び第十号から第十二号までの規定に適合する排煙設備を構成するものであること。

二　直接外気に接するものとすること。

三　常時開放され、又は煙感知器と連動する自動開放装置が設けられていること。

四　開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造とすること。

4　第一項の室又は通路が、次の表の上欄に掲げる部分を有する場合において、当該部分に隣接する室又は通路の部分が同表の下欄に掲げる部分であるときは、これらの部分を区画する部分については、第一項の準耐火構造の隔壁を設けることを要しない。

第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第一号に掲げる基準に適合する部分	第一項第一号に掲げる基準に適合する部分
第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第二号に掲げる基準に適合する部分	第一項第二号に掲げる基準に適合する部分
第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第四号に掲げる基準に適合する部分	第一項第四号に掲げる基準に適合する部分
第一項第六号に掲げる基準に適合する室又は通路の部分のうち、同項第五号に掲げる基準に適合する部分	第一項第五号に掲げる基準に適合する部分